

平成28年 1月21日

各 位

広島信用金庫
理事長 武田 龍雄

不祥事件の発生とお詫びについて

このたび、誠に遺憾ながら、当金庫元職員による下記の不祥事件が発生いたしました。

社会的、公共的役割を担い、信用を第一とする金融機関にありながら、このような事件が発生させましたことを深く反省いたしますとともに、当金庫をご利用のお客さまをはじめ、関係する皆さま方に多大なご迷惑とご心配をおかけすることになり、誠に申し訳なく、心よりお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

- (1) 当事者 当金庫安芸府中中央支店の元職員（40代男性、支店長代理）
- (2) 内 容 当事者が、顧客の預金のほか、顧客が貸金庫に入れていた現金、ATM・両替機内の現金を着服し、借入金の返済や遊興費に流用していました。
- (3) 発 覚 日 平成27年11月30日
- (4) 発覚の経緯 安芸府中中央支店の職員から申告を受け、現金精査を行ったところ金庫内の現金不足が判明、当事者に確認したところ、現金の着服を認めました。
- (5) 発 生 期 間 平成22年5月～平成27年11月30日
- (6) 事 故 金 額 31,310,000円（累計68,660,000円）

2. お客さまへの対応

着服の被害を受けられたお客さまに対しましては、事件発覚後、事実関係を説明するとともに深くお詫び申し上げます。

なお、被害金額につきましては、元職員および親族により全額弁済されております。

3. 関係機関への届出等

本件につきましては法令等に基づき監督官庁への届出を行っており、警察へも通報済みです。

4. 関係者の処分

- (1) 当事者は、平成27年12月10日付で懲戒解雇処分としました。
- (2) 本件に関する経営責任、管理責任を明確にするため、役員ならびに関係職員等について厳格な処分を行います。

5. 今後の対応

当金庫といたしましては、今回の不祥事件を厳粛に受け止め、役職員一同深く反省いたしますとともに、二度とこのような事態が発生しないよう、内部管理態勢およびコンプライアンス態勢の一層の強化に全力で取り組んでまいります。

以 上

<本件に関するお問い合わせ先>

広島信用金庫 リスク統括部 お客様相談室

住所：〒730-8707 広島市中区富士見町3-15

電話：0120-323-023

(受付時間 平日9:00~17:00)